

加賀市医療提供体制推進委員会 統合新病院建設部会設置要綱

平成24年2月16日

（設置）

第1条 統合新病院建設基本計画の策定のため、加賀市医療提供体制推進委員会（以下「委員会」という。）に、統合新病院建設部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 部会は、加賀市医療提供体制基本構想に基づき、統合新病院を建設するために必要な事項について調査検討し、市長に建議するとともに、委員会に報告する。

2 前項の調査検討については、他に設置する専門部会の調査検討と整合性をとり行うものとする。

（組織）

第3条 部会は、委員10人以内をもって組織する。

2 部会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域医療の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の部会は、市長

が招集する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし委員が会議に参加できなくとも、議事について文書による意見提出を行った場合は出席とみなす。

4 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、緊急やむを得ない事情により会議を開催できないときは、会議を開くことなく個別に委員の承認を得る方法により、議事を決することができる。

(意見の聴取等)

第7条 部会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、医療提供体制検討室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱し、又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。